

第 24 回調査会「資料 2」における、経済産業省提出参考事例

1. 大学等における知的財産権の積極的活用

TLOの整備状況

- ・承認TLO数: 39機関(平成16年3月末現在)
- ・平成15年度実績、ライセンス件数: 1679件、ロイヤリティ収入5.5億円
- ・TLOが産学のシーズとニーズをマッチングさせて行う実用化研究開発に対する支援の実施。【大学発事業創出実用化研究開発事業(31.6億円)】

経済産業省では、産学連携を活発に行っている企業へのヒアリング調査を通じて、大学との共同研究・委託研究及び大学研究成果のライセンスについて、TLOの技術移転能力、知的財産本部の事務処理能力、大学の産学連携関連規程・運用の3点から産業界からの評価を分析しているところ。

ヒアリング対象企業: 123社(産学連携活動を活発に行なっている大企業を各産業分野から38社、有力中小・ベンチャー企業から85社を選定。)

評価事例: 共同研究・委託研究、ライセンスに係る評価

評価基準	割合(%)
A うまくいっている	9.72
B 特に問題はない	71.38
C 改善の余地あり	18.90
合計	100.00

産構審にて取りまとめられた特許法第69条の解釈について

昨年、産業構造審議会の下部委員会である特許戦略計画関連問題WGにおいて、従来から我が国で通説とされている学説を基に、69条の解釈に関する事実関係を整理した。上記WGでは、欧米、アジア諸国の制度も参考にして、各界有識者によって検討した結果、従来から我が国で通説とされている69条の解釈に特段の問題はないとの結論に至った。

試験研究例外に関する TRIPs30 条、各国の制度状況

< TRIPs 協定第 30 条 >

「加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。」

経済産業省

「Members may provide limited exceptions to the exclusive rights conferred by a patent, provided that such exceptions do not unreasonably conflict with a normal exploitation of the patent and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the patent owner, taking account of the legitimate interests of third parties.」

< 各国の制度状況 >

上述した特許戦略計画関連問題WGにおいて、諸外国における類似の規定や判例、学説等についても調査したが、我が国において通説とされている試験又は研究の例外の範囲についての解釈は、諸外国における解釈と比較しても特に限定的なものではない。

特許電子図書館について（無償、簡単な検索機能）

（独）工業所有権情報・研修館は、インターネットを利用して工業所有権情報を閲覧できる特許電子図書館を無料で提供している。特許電子図書館では、明治以来発行されている特許・実用新案・意匠・商標の公報類及び関連情報とその簡単な検索システムを提供している。

2. 大学発ベンチャーにおける知的財産権の円滑な活用

平成16年8月の日本版AUTM（大学知財管理・技術移転協議会主催）において、利益相反マネジメントに関する分科会が設けられ、TLOや知的財産本部等の実務者、利益相反に関する有識者等による議論を経て、利益相反は産学連携を進める上で避けることのできない事柄であり、個々の大学で組織的にマネジメントすることが必要であるとの議論のとりまとめがなされた。

（参考）日本版AUTM型セミナー2004 利益相反セッション議論とりまとめ
（平成16年8月8日、大学知財管理・技術移転協議会 ビジネス委員会）

- 1) 産学連携を進めるのに当たって利益相反は避けられないという認識が必要である。
- 2) 利益相反が何故問題となるのかを関係者が良く理解することが重要である。
- 3) 利益相反は、産学連携を行う複数のプレーヤーが存在しているため、様々な利益相反事例に係る知見を集約し、大学として統一的な対応を図るためにも組織としての対応が求められている。
- 4) 利害関係者である教員個人が判断することは、社会的に見て独善的であり、問題があると判断される場合が多い。このような状態では安心して産学連携を行っていくことが難しい。

そのため、

利益相反ガイドラインの整備

利益相反委員会の設置 等

を組織として推進していくことが重要である。

経済産業省

- 5) 基準を設定しても常に社会の動向などにより利益相反・責務相反の定義が変わりうる可能性があり、常に外部から利益相反ではないか？との指摘を受ける可能性がある。外部有識者を踏まえた見直しを行い、妥当性のあるマネジメントを行っていくことと、外部からの指摘に対する大学の対応が重要となる。

産業技術総合研究所のベンチャー支援制度について

次の条件を満たすベンチャー企業（原則、設立5年以内）は技術移転促進措置として、産総研の施設・装置の利用（利用料の割引）等の支援が受けられる。

産総研の研究成果を活用した事業を行う企業。

産総研の職員等が参画して、研究成果の実施を目指す企業。

産総研との共同研究に基づき、その研究成果の実施を目指す企業。

一部継続出願：米国の特許制度の下、もとの出願が庁に係属している間には、もとの出願に新規事項を追加して新たな出願とできる制度。もとの出願に開示されている内容については、もとの出願の出願日の利益を享受できる。

拒絶理由の応答期間：

・国内居住者；60日（ただし、特定の交通不便地居住者は75日）（また、意見書の作成に必要な謄本又は抄本の交付を本来の指定期間内に特許庁に請求した場合には、謄本又は抄本の発送の日から23日間延長可能）

・在外者；3月（請求により3月延長可能）

国内優先権主張期間：1年

外国語出願の翻訳文提出期間：2月

3. 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用

特許庁、(独)工業所有権情報・研修館で派遣しているアドバイザー一覧

特許流通アドバイザー 106名

特許情報活用支援アドバイザー 52名

知的財産管理アドバイザー 15名

4. 知的財産関連専門人材の育成

JPOの教材の体系（副読本、標準テキスト）

- ・産業財産権標準テキスト（対象者：専門高校生、工業高等専門学校、大学生等の生徒・学生）
- ・産業財産権教育用副読本（対象者：初等・中等教育機関の児童・生徒）
- ・マルチメディア教材（対象者：小中学生）
- ・対象者別セミナー用教材

セミナーの体系

- ・対象者別セミナー
大学・公的研究機関研究者向けセミナー、中小・ベンチャー向けセミナー、専門家養成セミナー、連携セミナー
- ・教育支援セミナー
教職員向け知的財産教育支援セミナー、児童・生徒向け知的財産意識醸成セミナー、学生向け知的財産セミナー

弁理士試験は、短答式試験、論文式試験（必須科目＋選択科目）、口述試験からなる。選択科目は共通問題及び選択問題からなり、技術系6科目、法律系1科目から1科目を選択して受験する。選択問題に関する分野の研究による修士以上の学位保有者に対しては、当該選択問題に対応する選択科目の試験が免除される。